

# 1 甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域自立支援協議会）構成フロー図

施策・事業への展開

## 全体会議

○地域関係者に対する普及啓発・課題共有

報告・確認

## 推進会議

※施策化・事業化に向けた制度設計や調整

提案

提案

プロジェクト会議

プロジェクト会議

プロジェクト会議

プロジェクト会議

## 定例会議

○地域の現状や課題等を担当者レベルで報告・情報共有

連携

報告・提案・調整

報告・提案

## 関係連絡 会議

連携

報告・提案

## 運営会議

○協議会全体の運営・方向性の検討・調整

地域課題報告

## 専門部会

## 個別支援会議（相談支援活動）

委託相談支援事業所、就業・生活支援センター、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所

## 2 甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域自立支援協議会）の運営

### 【目的と機能】

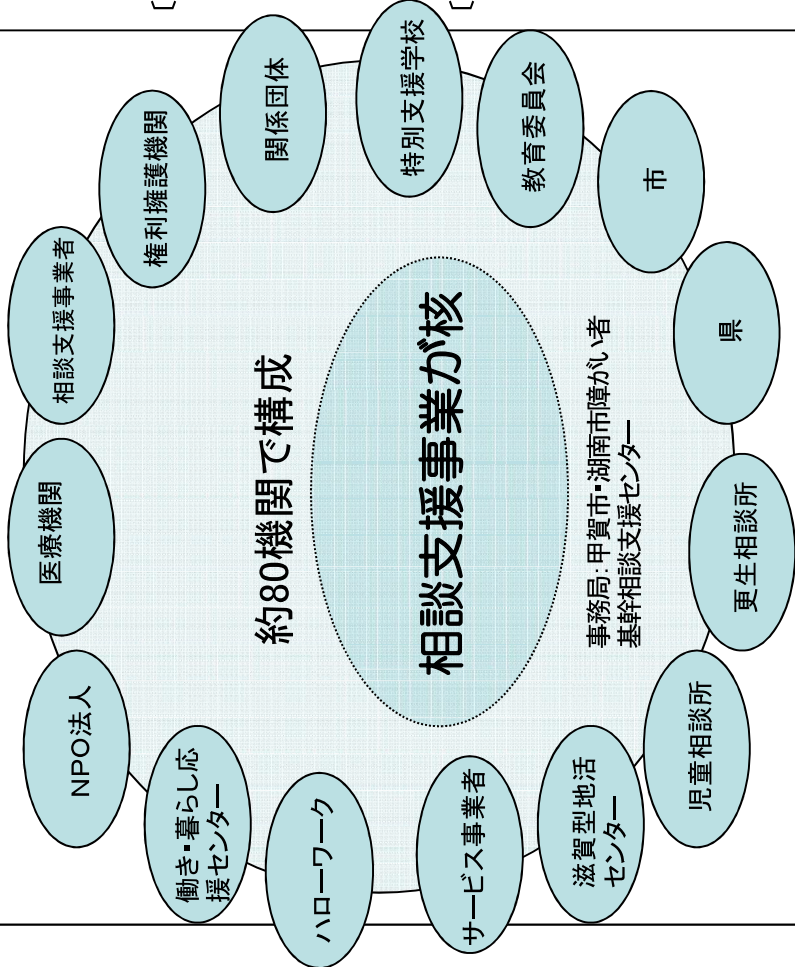
甲賀地域に居住する障害児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ①訪問・相談活動を通じ、障害児（者）のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。
- ②複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定及び関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③甲賀地域の障害児（者）に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

### 【これまでの経過】

- 平成 7年 発足（14団体）  
（知的分野の相談支援・評価の場）
- 平成 8年 24時間在宅福祉サービスの実施
- 平成10年 進路調整部会スタート
- 平成12年 身体分野参画
- 平成14年 精神分野参画
- 平成15年 精神障害者部会スタート
- 平成17年 特別支援教育部会スタート
- 平成18年 障害者自立支援法施行に伴い  
地域自立支援協議会に位置づく
- 平成20年 ここあいパスポート作成
- 平成21年 二市の自立支援協議会に位置づ  
き、市による運営スタート  
部会には相談支援事業所が  
事務局を担う
- 推進会議が位置づく
- 就労支援部会が位置づく
- 平成25年 重心的な部会がスタート
- 平成27年 居住支援部会がスタート  
甲賀市・湖南市障がい者基幹  
相談支援センターが事務局を  
担う（10月より）

### 地域ネットワークを構築



### 【運営状況】

#### 〔基幹会議〕

- 全体会議 年2回
  - 推進会議 随時
  - 定例会議 隔月
  - 運営会議 毎月
- #### 〔専門部会〕
- 進路調整部会 年3回
  - 精神障害者部会 年4回
  - 発達支援部会 毎月
  - 相談支援事業ネットワーク部会 毎月
  - 就労支援部会 年2回
  - 重心的な部会 随時
  - 居住部会 年3回

#### 〔プロジェクト会議（開始年度）〕

- 障害福祉計画検討会 18年
- 地域生活移行検討会 19年
- 就労移行検討会 19年
- 居宅介護等サービス検討会 23年
- 未来構想検討会 23年
- 権利擁護在り方検討会 28年
- 高次脳機能障害連絡調整会議 30年
- 身元保証人不在者への支援の在り方検討会 30年
- 地域生活支援拠点整備プロジェクト会議 30年
- その他、必要に応じ随時開催

### 3 甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域自立支援協議会）の位置づけ、各会議の性格等

#### ◎甲賀地域障害児・者サービス調整会議の位置づけ

- ◇調整会議は協議体であることから、事業主体になり得ず、サービスの決定権限はない。
- ◇調整会議における議論の結論に拘束力はなく、申し合わせ・報告・提言となる。
- ◇参画団体は、調整会議の結論を尊重しつつ、行動は自主的に決定する。

#### 一具体的に協働する一

- 地域課題を持ち寄り、全員が自らの課題として受け止め、共に解決しよう、自分の所では何ができるのか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していくことが必要。
- ～自立支援協議会運営マニュアル～

名称 位置	個別調整会議 (個別ケア会議)	運営会議	定例会議	推進会議	全体会議	専門部会	プロジェクト会議	備考
性格	個別の支援について協議する場	サービスの調整会議全体の運営・方向性を検討する場	地域の現状や課題等を担当者レベルで情報共有する場	施策化・事業化に向けた制度設計や調整を行う場	サービス調整会議全体の計画、実績、方向性について報告・協議する場	特定の課題について専門性を確保しつつ議論する場	喫緊の課題に対して検討を行う場	(1)進路を拓く懇談会 (10月開催予定)
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別ケースに対する支援(個別課題解決、サービス利用調整)</li> <li>○ 地域課題の発見・把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政・地域の情報や課題を集約し、整理・分析・立案</li> <li>○ 協議会の事務局機能(スケジュールの調整等)を担当</li> <li>○ 各会議間の整理・調整</li> <li>○ 推進会議に向けての検討・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援事業者の活動報告・評価・検証</li> <li>○ 行政や地域からの情報提供・共有</li> <li>○ 地域への情報発信・啓発</li> <li>○ 地域課題の共有、協同の確認・申し合わせ</li> <li>○ 各会議の進捗状況把握・確認</li> <li>○ 推進会議に向けての検討・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各会議の検討結果を受け、事業化・施策化に向けての具体的な調整</li> <li>○ 制度運用、事業運営のための制度設計・実施調整</li> <li>○ 予算化・計画実現に向けた調整</li> <li>○ 法人・団体相互の情報交換、申し合わせ調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成員(地域関係者)に対する普及啓発、地域課題の共有</li> <li>○ 協議事項や施策立案等の意思確認</li> <li>○ 協議会・相談支援活動の重要性の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門分野における課題解決のための継続的な調査・研究、連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課題解決のための協議・調査</li> <li>○ 事業化・施策化に向けた提案</li> </ul>	(2)障害者福祉を考えるとよい
構成員	支援に必要となる関係者(担当レベル・直接支援者)	相談支援事業者、県・市(輔佐・係長レベル)、各支部の部会長、プロジェクト会議代表者	相談支援事業者、県、市(担当者レベル)、各支部・プロジェクト会議事務局、関係各機関(担当者レベル)	法人・団体の(常務)理事、行政(部長、次長レベル)、学校(校長レベル)、各支部の部会長、プロジェクト会議代表者、相談支援事業者(所長レベル)	地域の関係者、関係団体、関係機関、行政それぞれの代表者レベル(法人・団体等の代表権者、行政関係主管課長)	関係機関の担当者(現場レベル・地域の実践者)	関係機関の担当者レベル(人数を限定)	
開催頻度	随時	毎月 (第2火曜日)	偶数月 (第3火曜日)	全体年1～2回 随時	年2回 (5月、11月)	各部会で設定	随時	
事務局	相談支援事業者等	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	相談支援事業者	会議に諮り決定	
会場	随時	健康福祉事務所	健康福祉事務所	健康福祉事務所	健康福祉事務所	随時	随時	
備考			行政情報は本会議を通じて積極的に発信。					

